

＼ 大切な農地を未来へつなごう /

農地中間管理事業を 活用してみませんか！



分散した農地利用



集約化した農地利用

農地の集積・集約にご協力を！！

農地中間管理事業は、山形県農地中間管理機構※(公的機関)(以下「機構」という。)が農地を貸したい農家(以下「出し手農家」という。)から農地を借り受け、耕作を希望する農家(以下「受け手農家」という。)にまとまりのある形で農地を貸し付ける制度です。

※山形県農地中間管理機構:農地の出し手農家と受け手農家をつなぐ農地の中間的な受け皿として山形県知事が指定する法人

農地中間管理事業の仕組み



（農地中間管理事業の相談窓口として、手続き等をお願いしています。農地の所在する市町村の農政担当課や農業委員会、JA、土地改良区等にお気軽にご相談ください。）

出し手農家のメリット

- 機構は公的な機関なので安心して貸せます
- 賃料は機構から確実に支払われます
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります
- 一定の要件を満たせば固定資産税の軽減を受けます

受け手農家のメリット

- 複数の出し手農家の農地を借りても、契約は機構とのみとなります(契約の手間が省けます)
- まとまった農地を長期間借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です(借入期間中は安心して耕作できます)
- 口座振替で賃料の支払いは機構に一括で済みます(振込手数料はかかりません)

地域のメリット

- 地域の農業の発展が期待できます
- まとまって農地を貸し付けた地域や機構からの転賃により集約化を進める地域に機構集積協力金が交付されます(要件があります)

農地中間管理事業の主な流れについて

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に基づく農地の集約化等を推進することになりました。

ただし、地域計画が策定されるまで（最長で令和7年3月末まで）は市町村が公告する「農用地利用集積計画」に基づく貸借を行います。

※地域計画策定後は「農用地利用集積等促進計画」に基づく貸借へ移行します。



令和7年から農地中間管理事業の利用には 『手数料』のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

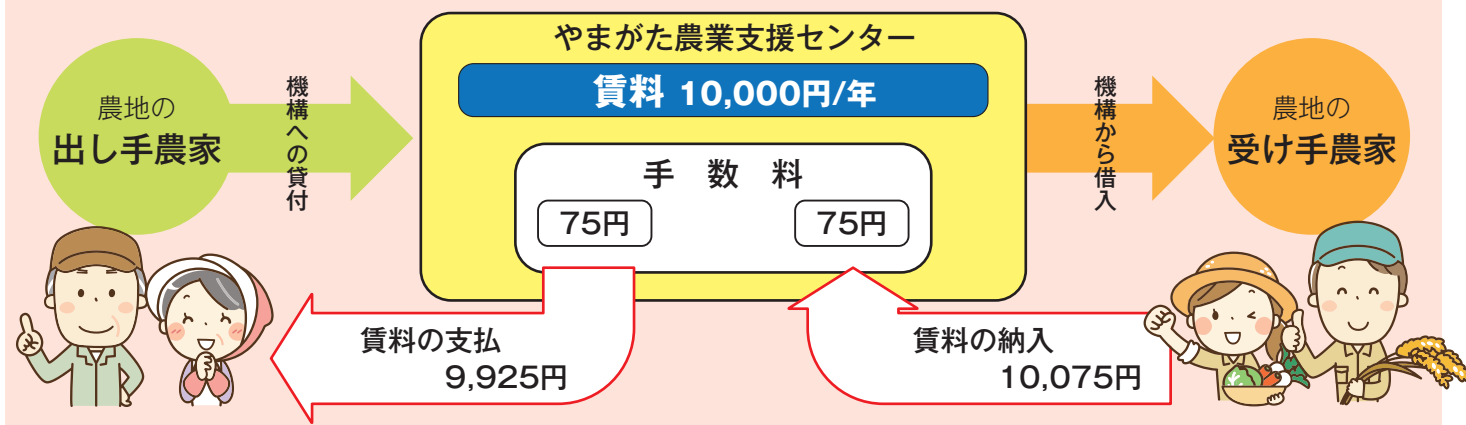
◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新 ・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、 手数料を差し引いて支払いいたします	0.75% 年間賃料が1万円の場合 手数料は75円	・農地バンク事業の賃貸借契約の際に、出し手農家、受け手農家、それぞれの利用者から、毎年手数料のご負担をお願いします
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象となる訳ではありません ★実際の納付は令和7年11月から	毎年11月の賃料支払いの際、 手数料を上乗せして納入いただきます		

※使用貸借の場合、手数料は発生しません

◎手数料納入のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合手数料75円の例)



◆詳しくは、やまがた農業支援センターのホームページをご覧ください



ホームページ
二次元コード

【お問い合わせは】

◎農地中間管理事業については …… 最寄りの 市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、
※当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしております。

◎手 数 料 に 関 し て は …… やまがた農業支援センター までお願いします。

公益財団法人 やまがた農業支援センター

農地中間管理事業課 ☎ 023-631-0697

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>